

Title	異性愛血縁家族を超える（？）家族の形
Author(s)	青山, 薫
Editor(s)	
Citation	女性学講演会. 19 (1), p. 52-78
Issue Date	2016-03
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10466/14977">http://hdl.handle.net/10466/14977</a>
Rights	

## 第3回講演

# 異性愛血縁家族を超える(?) 家族の形

青山 薫

今日お話しさせていただくのは、私自身の経験に基づくことです。私自身は今がやりの「LGBT」のどれかと言えばバイセクシュアルで、いわゆる当事者として、それをネタにしてご飯を食べさせてもらって、あと半分は真面目に大学の教員をやっています(笑)。個人的な話をさせてもらうのでお恥ずかしいところも無きにしもあらずなんですが、こういうテーマですから、その辺は心の準備は十分できておりますので、どんどん質問してください。

私は現在外国人の女性の連れ合いと生活しています。その彼女が去年子どもを生んで、「母2人子1人」で育てています。「同性カップルの子育て」などと言うと、アメリカやヨーロッパの話と思われがちですが、私たちの話は、日本の関西の神戸の六甲山の麓での現実の話です。そして、これをネタにしてご飯食べさせてもらっていると仰いましたように、私はできる限りこのことを「アウト」にして——異性カップルが元になっていない家族があるよ、そういうアイデンティティも生活もあるよ、ということを公言して——生きています。生きています、と言うと大げさですけども、例の「個人的なことは政治的なこと」でありまして、こういう話を意識的に公にしていくのが私の仕事だと思っている次第です。

### 家族を始めるまで

さて、私が今の連れ合いと家族を「する」ようになった経緯からお話しします。彼女とは2004年の夏に付き合い始めました。イギリスのエセッ

クス大学という所で博士課程の勉強をしていたときで、私は歳とってから大学院に入り直したもので、もう42歳でした。そして、すでに勉強を終えて日本に帰る直前でした。前の(男性の)連れ合いとの間に子どもが2人いまして、その日本にしている子どもたちに、「年内に帰る」と約束していたからです。日本に帰っても、しばらくは彼女とは遠距離関係を続けようとしたんですが結局うまくいかなくて一度別れ、でもまたいろいろあって2008年にコンタクトが復活し、なんだかやり直そうということになりました。その時点で子どもたちは12歳と18歳くらいでしたから、もう連れてあちこち動くわけにもいかない。彼女の方のキャリア上のタイミングも合って、日本に来る決断を彼女がしたわけです。

不安定な感じを払しょくするためもあったと思いますし、もしも将来イギリスに住むことがいつかあるとしたら、向こうから見れば外国人の私が滞在するためには配偶者の資格が必要になります——滞在資格の問題は、異国籍カップルの毎度の問題です。そこで法的な後ろ盾として、2009年の2月28日に「市民パートナーシップ契約」を結びました。これが今日の制度的な焦点の一つです。後で詳しくお話ししますが、イングランドとウェールズでは2004年に同性間に婚姻同様の関係を認める「市民パートナーシップ法」が制定され、スコットランドがそれに続いています。「同性婚法」は2013年制定ですから、当時はまだありませんでした。

2009年にエセックス大学のあるコルチェスターの市の施設で、彼女の方の親兄、親戚だけでなく、大学が休みだった私の娘も来てくれて、たくさん友人たちに祝ってもらい、パートナーシップ契約のセレモニーとパーティもしました。【写真見せる】この写真は、そのセレモニーの後、伝統的な新郎新婦ならウェディングとタキシードで写真を撮る場所で撮った家族写真です。授業でもカムアウトする時なんかに見せちゃう露出趣味ですが、ディズニーランドでもないただの市役所の一部ですし、2人ともウェディングドレスでもないし綺麗でもないで、世の中にはあまり出回っていません(笑)。

その直後の3月に、彼女は、私が初めてのフルタイムの研究職をもらって住んでいた京都へ、日本語学校の学生として移住してくることになりま

した。これもまた滞在資格の関係なんです。同性カップルは日本では法的な関係が認められません。異性カップルであれば、法的に婚姻をすれば、外国人の連れ合いは日本人の配偶者としての滞在者資格が得られるのですが、同性カップルにはそれがない。そこで、学生なら、学費はかかりますけれど、だいたい誰にでも最初から2年くらいはビザが出るので、それで一時を凌ごうということで計画したわけです。日本語を学ばなきゃいけないという切実なニーズもありましたが。

その直後ごろから、彼女は子どもを産むために「父親」になってくれる人がいないかな、と漠然と探し始めます。もともと子どもが欲しい人で、当時はまだ30代に入ったばかりでしたから、実践にあまり不安はありません。一方私の方は、その頃は根性がなく、同性カップルで子どもをつくるなんてちょっとぶっ飛び過ぎていると思っていました。「人ごとだ」と思っていました。というのは、30過ぎまでストレートで、フェミニストではあっても、セクシュアリティをめぐる政治的な意識がほとんどなく、異性愛関係自体を疑うことが念頭になかったんですね。鈍いヤツです。同性愛関係というのは異性愛関係とは違う人生を生きるということの選択で、異性カップルの重荷であり特権である子ども持つこととはかけ離れている、とぼんやり規範的に考えていたんです。

でも、彼女が子どもを持ちたい人だっということは知っていましたし、私と一緒に子どもを育てるんだっという確信が彼女の方にはあって、「しょうがないかな」という感じで、最初は実現できるものともそんなに思わず、だから甘く考えて、「まあ、いいんじゃない?」とか言って適当にこなしていたら、彼女は本当に父親探しを始めた——相当なギャップがありましたね。

## 差別の恩恵を「被る」

そうこうするうちに、現在の、初めての定職の研究職をもらい、神戸に引越すことになりました。ちょうど彼女の学生ビザが切れることもあり、滞在するためにはどうしたらいいかという悩みが出てきます。ストレート

でも婚姻していなければ問題は同じですが、婚姻以外の何かビザを取らなければ外国人の彼女は日本に滞在できず、一緒に暮らすことができなくなるわけです。

彼女の場合は、結局、いわゆる「人文国際業務」の滞在資格を運良く取れることになりました。「人文国際業務」というのは、英語の先生やNGOで働いている人などに対する資格です。彼女はあちこちで翻訳のチェックの仕事とか英語の教員のパートタイムの仕事をしていましたので、それをベースにしてこのビザが取れたということですが、この点は移住労働を研究してきた研究者の立場から言って、実はさまざまな差別問題に絡んでいるのです。

例えば、彼女はイギリス人で英語ネイティブ・スピーカーである——英語スピーカーでなければ、一か所の事業所でフルタイムで働いていない人がこのビザを得るのは難しいでしょう。大学卒業資格を持った人でなければ難しかった部分もありますし、パートとはいえ京都大学など名の知れた国立大学で仕事をし、その証明書類を書いてくださった先生がおられたことも左右した、つまり、学歴・学校差別もあったと思われます。見た目「白人」であることも左右したのではないかと思います。肌が白いかどうかは、英語教員の仕事の数にかかわってきますので。例えば、ですが、英語が流暢でも、イラン人でヒジャブを付け、褐色の肌をしていたら、日本滞在のために得られる資格が制限されると言っても過言ではありません。法律にそう書いているわけではありません。入国管理の書類にもありませんが、実務上そういう扱いを受けるんです。そこで差別があることは、聞き取りなどの質的な調査で分かります。

だから、国籍が違うと、同性カップルが制度的な差別を受けていることははっきりとわかりますが、他方で、他のカテゴリーに依る差別について私たちは「恩恵を被っている」側にある、と、この頃から自覚せざるを得なくなっていました。

家族「する」話に戻りますが、2011年頃は、子どもを持つという話がどんどん具体化してきた頃でもあります。振り返ると、私が定職を得たことも大きな要因だったと思います。適当な広さの家族向けの家が借りら

れるとか、買えるっていう立場に立つ。そして生活が安定する。同性同士の「変な」親でも、物質的には「人並み」の生活や教育が保証できるだろう、いざとなったらお金のかかるリベラルな私立校にも通わせられるかも、などなど、頭の片隅に見通しが立ってきます。彼女の方はそうでもなかったのですが、私の方は、そうして初めて「父親」探しにも自発的になったような気がします。少しだけシングルマザー生活もして、お金の不安があったので、かえって経済的には保守的になっていたと思います。

## 「父」の条件

そして、最初の候補者も2011年に現れます。当然のことながら彼女と私の間ではいわゆる血縁の子どもはできません。卵子と卵子を使って女性2人の血縁の子どもをつくるのが可能なのでは、という話も聞きますが、少なくとも今私たちの手の届くところにはそのオプションはないわけで、「父親」、つまり精子を提供してくれる人を探さなくちゃいけない。そこで最初に「やってもいいよ」と言ってくださった方は、友人の知り合いで、ボランティア精神で誰かを助けるためにならそういうこともいいかな、という方でした。結局この最初の方とは破談してしまって泣くんですけど——1年半以上かけて駄目だったので、今は笑って話せる話でも当時はけっこう大変でした。

○参加者 「駄目だった」というのは、トライして結局妊娠しなかったということですか。

○青山 そうではなくて、私たちがうるさ過ぎた、というのが単純化した答えです。というのは、例えば私たちは細かい契約書を作って、『『父親』は子どもについて何の権利も義務も持たない』などなどの決まりごとを明文化したんです。日本の法律に反しないよう、効力を持つように見てもらう必要があると思ったので、弁護士さんにも見てもらって。そんなことで長いやり取りをするうちに、最初はわりと可能性を強く信じておられた相

手の方も、権利義務関係なんかを複雑に考えることになり、最終的には難しいという結論になりました。

例えば、これがネックになったわけではないんですけど、子どもと「父親」についての権利義務関係を相手の方も私たちも合意して書いたとしても、一つ私たちの思いどおりにいかないことがありました。それは子どもの遺産相続の権利など、親が勝手に放棄することができないものがあるという点です。子どもの権利の観点からは、子どもが、困ったときに「父親」である人に保護や経済的な援助を求める権利は第三者には放棄できない。

○参加者 だから裁判で認知させて親子関係を確定させて、何かを求めるみたいなこともあるんでしょうね。

○青山 「父親」による認知は、それ以前に——子どもの日本国籍を得るために——私たちには必要でした。後でまた説明します。

○参加者 最初から認知されている状況でスタートするわけですね。そうすると子どももすぐ裁判を起こしやすい。

○青山 そうですね。「父親」が死んじゃって財産を残すとしても、私たちは放棄させますよって言いたいわけだけれど、子どもの権利を放棄することはできない。そういうことになってくると、「父親」にしても、本人だけが良ければいいという話ではすまなくなりますよね。制度ってそういうもので、例えばパートナーや親の遺産相続を彼がすれば、その財産を後々子どもが相続する部分も出てくるかもしれない。実際の最初の相手の方の場合は、お金の話ではないのですが、とにかく家族を巻き込む可能性がはっきりしていくのと並行して、感情的な困難が強まった感じでした。

それが私たちにとっては学ぶ機会にもなりました。こっちは非常に勝手なことを言っているわけですよ。契約書を作りながら「これはちょっとあまりにも身勝手じゃないか？」と思うような——「精子はください。認知もしてください。でもあなたに権利はありません。その代わり義務もな

いんですよ。だから口出ししないでください」みたいな、本当にこちらだけの都合の契約なので、そんなことに同意してくれる人がいる方がおかしいような…。だから、その最初の方と破談したのは、客観的に考えればべつに不思議はないんです。

それから次の、結局今の子どもの「父親」になってくれた人とのお話が始まって、今度は半年ぐらいで彼女は妊娠しました。妊娠自体は彼女の場合問題なくすぐにできました。

実は、この間にもう1人別のルートで知り合った人がいるんですけど、これもうまくいきませんでした。こちらは、私とウマが合わなくて、そんなに深い付き合いまで進みませんでした。だから、親密な関係は2人でやっていくのも大変なのに、3人も4人も人が関わってくるとやっぱり感情的にも法律的にも問題が増幅するなって、あらためて思った次第です。

「父親」になってくれた人は、その辺がとても「変な」、さばけた人っていうか、本当に進歩的な人っていうか…。ドナーになるのは全然かまわない。セックスも抜きで——これも契約にも書いてあるんです。性的な目的で「やりましょう」って言う人は結構いるんですけどね。ネットなんかで探してみてください。結構ヒットしますよ。

## 母の認知父の認知

子どもの国籍のために認知が必要、と言いましたが、ここにもビザが絡んでいます。うちの連れ合いが日本に滞在し続けるには、パートナーシップ関係が日本法上で認められない以上、まずは労働ビザを更新し続けることになります。更新し続けても定住できる可能性はありますが、どこにも保証はない。何よりも、毎年1回更新のための煩雑な書類を出すことが非常に大変で、何度か別れ話にもなりそうでした。

何とかならないかと考える中で、子どもを産むのなら、その子どもに日本国籍を取得できれば、彼女は未成年の日本人の親／保護者として滞在することが可能なはずだ、と思いつきました。それは明文化された滞在資格では実はなくて、法務大臣の具体的なケースについての判断に依るものと



ということなのですが。

○司会 子どもが18歳までは自動的に得られるんじゃないですか。

○青山 親の滞在資格ですか？ 実際上は得られるようですね。子どもが日本国籍ならば。

○司会 18歳超えちゃうと駄目ですよ。

○青山 超えちゃうと駄目だし、実際上は得られるケースがほとんどでも、未成年の子どもには保護者が必要だから出してあげましょう、というお目こぼしであって、規定も国の義務もないですね。

それでも、とにかく子どもの日本国籍を取る算段をしまして、そのためには認知が必要ということも知りました。もちろん子ども自身にも、日本で暮らすには日本国籍がないと大変ですし、母子して外国人でいつ国外退去させられるか分からない、では、家族生活は成り立ちにくい。感情的には国籍なんてどこでもいい、と言いたいところなんですけどね。

さて、日本国籍を得るには、どちらかの親が日本国籍である必要があります。うちの場合彼女は外国人ですから、日本国籍の男性が「俺の子だ」という「父親」宣言をしないと駄目なんです。つまり、それが認知です。ついでに、生まれてからの認知だと裁判を経なければなりません、胎児認知は届け出だけでできて簡単です。

でも、精子提供はいい、セックスなくてもいい、ボランティアでいいということまではクリアできても、認知をしてくれる人っていいのなかなかいません。そこも彼の本当にいいところで、結婚制度「バカみたい」、戸籍制度「ケツ」みたいに思っているので、かえって利用できることは利用してやろうじゃないか、と実行できるのだと思います。しかも、胎児認知届を出すのは本人が役所に行かないといけないんですが、そのための書類を揃えたり、行ったら行ったで、「(うちの連れ合いとは)結婚しませんけど私の子です」って説明してくれたり、そういうところは

きちんとしてる——なかなかいませんよね。お知り合いになりたい方、ご紹介しますよ。

○参加者 ドナーと認知する人は、分けることはできますよね。現実的には。

○青山 そうなんですよ。分けることできるんですよ。精子が自分のでなくても、男性は窓口に行って「俺の子だ」って言いさえすればいいわけですから。

○参加者 検査するわけでもなく？

○青山 そう。日本では遺伝子検査はルーティンではありません。一方、日本法では産んだ人が母。そこも遺伝子に関係ない。産んだという出生証明があれば、母として認知「された」ことになる。でも男の方は、「自分の子だ」と宣言さえすれば父になるんですよ。女は肉体によって、しかも医者や助産師という別の「専門家」を通して、男はみずからの意志によって、親になるという格差があると言ってもいい。フランスなんかはどっちも宣言ですよ。役所なり何なりに行って、「母です」と宣言した人が母になるので、そこに男女差はないと聞いています。

○司会 英国はフランスと違って宣言じゃ駄目なんですか。

○青山 イギリスは日本と同じで、母親は産むことによって母親になります。父親の方は宣言です。

## 行政の対応

実はその胎児認知の受理に結構時間がかかったんですよ。3カ月ぐらいかかりましたかね。というのも、神戸に住み始めた時点からだったか、と

にかく同じ区役所の窓口で彼女と私が同性カップルだっていうことは、もう知られていたんです。いろんな手続きをしにいく過程で、私たちカップルなんでこういうふうに同居してますとしゃべっていますから。それで同じ窓口——隣の窓口かな？——に胎児認知届を出しに行くわけです。そうすると、「あれ？ あなた方がカップルなんじゃなかったの？ こっちの男の人は何？」っていうことに実際なって——お役所ですから、そうフランクな言い回しはされませんでしたけれど。

「いや、こっちの男の人と彼女は結婚も何もしないわけですから、別に制度的にはカップルじゃないです」って言うと、「いや、でもカップルが子どもを持つっていう前提なんです、役所としては」と。そこで、「じゃあ、私と彼女がカップルだということは法律で認めていないんだから、ついでに彼と『カップルなのかも』くらいに考えてくださればいいじゃないですか」って言うと、「……そう…、です、ね……？？」、みたいな、今考えればお笑いネタ的なやり取りがあって、とにかく窓口の方々は非常に混乱したと思います。

でもよく考えれば、私はその時言ったことにはだいたい理があって、日本の法律上は彼女と私との関係は何もないわけだから、彼女と彼が子どもをつくろうが何しようが別にどうでもいいはずなんですよ。逆に法律で、あるいは役所で公的に私たちの関係を認めるといふのなら、また都合が良い。つまりこういうことです——双方が第三者と結婚してないこと（重婚の禁止）が認知の要件の一つなので、私たちの関係を婚姻相当と認めるならば別の人（例えば今回の子どもの「父親」）が出てきて子を認知することはできない。けれども、同性の間の婚姻相当関係を認めると、同性の間では子どもができないことは自明なので、子どもは彼女と私の生物学上の子でないことを認めることになり、そもそもの重婚の禁止理由である、婚外の男性がカップルの子どもを自分の子どもとすることを止める必要もなくなる。私たちの関係を認めても認めなくても、彼の認知を止める合理的な理由はない、というわけです。

しかし、役所の窓口では前例のないことを独自に判断できませんから、区から市に相談が上がって行った。市でも判断できませんから県に、県で

も判断できませんから、ということで、最終的には法務省の民事第二課という所が判断することになったと確認しました。民事第二課は戸籍の担当部署だそうです。ここに私は直接電話をして、例の認知の件はどうなっているか問い合わせたんです。電話口の方は「あぁ、あの件」と言う感じで分かっていました。民事第二課では、在英日本領事館だか大使館だかに問い合わせたりして、私たちの「市民パートナーシップ」がどういうものか、日本法との整合性はどうかなどいろいろ調べている、ということでした。それ以上具体的には教えてくれませんでした。認知の受理って普通はその場でされるんですよ。本人が行っていますから、何の問題もないはずなんです。それを「ちょっと預からせてください」と言われて3カ月も経つ。その間にこっちはビザのことも考えないといけないですから、そんなに待たされるのは本当に精神的にきつかったですね。裁判起こさなきゃいけないのか、と思った時もあります。

結局3カ月後に認知は受理されまして、その後は区役所の戸籍係が通常通り処理してくださって、子どもは、出生届と同時に日本国籍を取得することができました。窓口の方々も、電話で受理の知らせくださったときや出生届に出向いたとき、嬉しそうにしてくださった感じでした。

○司会 例えば、日本人の女の人で誰の子か分からないけど妊娠し、日本の入国管理が差別するイラン人の男の人が、日本のビザを取得したいと思って「私が父親です」と言った場合、日本人の親としての滞在資格は取れますか。

○青山 難しいと思います。と言うのは、これは子どもには保護者が必要だということで、規範を反映した大臣裁量で出る滞在資格ですから、婚外子の場合たとくに母親が保護者と考えられることが規範である以上、父親が名乗り出ても彼の滞在資格にはならないでしょうね。

行政裁量なので断言は誰にもできませんですけど、そこは男女差別があって、養育が必要な未成年の子どもの養育者は母であるべき、という規範がある意味で女性に吉と出るということです。「日本人の親」と認めら

れると、実際登録カードなどに書かれるのは「定住者」という資格です。いきなり定住者になれる。更新期間は最初は短いかもしれませんが、仕事のビザを取ったり更新するよりは簡単です。

○司会 その場合「偽装結婚」などの手段もありますよね。

○青山 結婚すれば、配偶者ビザは比較的容易に出ます。そして、一定期間これを持っていれば、離婚しても定住し続ける資格があるということで「配偶者」を失っても「定住者」ビザが出る。しかし、この一定期間のために、日本人配偶者に暴力を振るわれても滞在できなくなると困るから離婚できないという問題もあります。だから、結婚できればいいかというところでもなくて、ビザのために我慢させられている外国人は、男女に関わりなくいます。外国人の夫で耐え忍んでいる人の話もけっこう聞きます。

## 「市民パートナーシップ」の意味

さて、「市民パートナーシップ」ですが、先ほど触れたとおり、イングランドとウェールズでは施行されたのが2005年末です。日本のゲイ・ジャパン・ニュースなんかでも話題になって取り上げられて、今は同性婚に切り替えたエルトン・ジョンが、当時は「パートナーシップ」式をやって世界に放映され、その映像が日本のネットニュースなんかにも流れていました。具体的には、16歳以上の同性パートナー同士が法的な関係を認められるためにする契約で、異性愛夫婦の場合の結婚とほぼ同等の権利義務が発生します。細かいところは分からないところもあるんですが、結婚と「ほぼ」同等であって全く同じではありません。

どこが違うかということ、まず市民契約である「パートナーシップ」は初めは教会がオーソライズしませんでした。現在は地域や宗派によって行っています。細かいところでは、例えば、年金相続の算定方法が違うために、相続の割合が結婚より小さくなるそうです。しかし、実は最も大きな違いは、そういう具体的などころではなくて象徴的などころにあると思います。

ます。私たちもその部分で、勝手に気持ちの上で「結婚じゃないからいい」って思っているところがあるんですが、今までの、家父長制、男性中心主義、家制度を支えてきた制度上の結婚ではない、ヘテロセクシュアル・カップルと同じことをするわけではない、という意味——例えばイギリスのパートナーシップ法には、婚姻法には明記されている配偶者間の貞操義務がありません。しかし同時に、同性カップルの今までの被差別状況や不便さを解消する方向性。そのための、同性間の特別な契約としての意味は大きいのではないのでしょうか。

今では同性婚が法制化され、パートナーシップから結婚に移行することができますが、移行しない人はたくさんいるし、パートナーシップだけを結びたい人もたくさんいる。そこには、伝統的な何かに与しないという意識が込められている気がするんです。

イギリス政府がネットで見られる調査報告書を出しているんですが、2010年までに7万2000組以上がパートナーシップ契約を結び、施行時の政府の予想(2万2000組)をかなり上回っていました。2012年の世論調査では、65パーセントの支持がありました。これは同性婚法制定前ですので、今はもう少し上がっているかもしれません。ただし、私が注目したのは、2010年段階でまだ3割の人が反対していたということの方です。反対意見も根強いんですね。

## 「市民パートナーシップ」の運用と親子関係

○司会 別れるとき、パートナーシップはどういう手続きですか。

○青山 結婚と同じように難しいです。離婚が難しいのは、キリスト教の伝統が背景にある国々の特徴ですね。カトリック国ほどではないですけど、イギリスでもドイツでもあとアメリカのほとんどの州でも離婚が難しい。イギリスは、合意ある離婚でも裁判所の裁定を経なければなりません。日本だったら、極端に言えば、その辺の人を2人つかまえて証人としてサインさえしてもらえば、役所に届けを出すだけで離婚成立。すごく簡単で

す。それでいわゆる西洋人はびっくりします。

イギリスの場合、パートナーシップができ結婚ができるようになった現在、同性カップルと異性カップル間の差は制度上はまったく無くなりました。健康保険制度の中で生殖補助医療を受ける機会なども、異性カップルに限られていたものが同性カップルにも開かれるようになりました。養子縁組も同じです。厳しい審査はありますが、同性カップルでも異性カップルでも駄目な場合は駄目で、性指向による差別はありません。法律的には差別はゼロになったと言っていいと思います。

○参加者 法律的にゼロということは、実際の運用上もゼロですか。例えば日本でも里親になるにあたって、ヘテロの結婚したカップルでなければならないという法律はどこにもないですけども、その里親縁組をする機関がそういうタイプの人しか選ばない以上、単身者だったり同性カップルが里親になるのはまだまだ非常に困難な状況が続いてますよね。

○青山 そうですね。イギリスの場合は、日常生活上の差別やいじめは続いています。制度的には運用上も差はないと言われています。ただ、生殖補助医療については、代理母が健康保険制度では認められていないので、実際に恩恵を受けるのは異性か女性同士カップルで、男性同士のカップルは疎外されているという結果的格差があります。

○司会 運用上の差別と言えば、第1週目の講演会で話しましたが、アメリカでマリッジ・イクオリティーが通った後でも役所が受け付けないということがありました。そういう事例は想定できませんか。

○青山 いやあ、考えられないですね。アメリカとはかなり事情が違うんじゃないかと思います。「国が小さい」んですよ、イギリスって。因襲的な文化のせいか、アメリカよりはまだヨーロッパ社民的政治が残っているからか、法律が変われば、津々浦々まであっという間に行き渡るし、役所などはもれなくそれに従います。システム好きな人たちです。そこは日本

と似ているかもしれません。

○参加者 代理母が認められないのは？

○青山 代理母は政府としては推奨しない、という方針です。ですから国の保健サービスは適用されない。もちろん民間ではもうかなり自由に、お金さえかければ、ですが、行われてます。それについても政府は管理下には置いていません。精子提供とそれを受けることに比べ、代理母の場合は、その身体的・精神的な負担が未知数で、しかも大きい負担だろうと思われる。かつ、貧しい人——とくに第三世界の女性たち——が腹を貸して経済的な埋め合わせをするために使われているという現実があって、今のところそれを政府は推奨しない立場です。

○司会 養子をもらえばいいんですね。事実としては「借り腹」で生まれているんだけど、その子を養子として迎えるのとは同じことですよ。

○青山 しかし、養子を法的に自分たちの子にする、つまり親権を得るには、産んだ人が親権を放棄しなければいけない。それが通常は難しいってということで、実際にはレズビアン（カップル）と一緒に子どもを育てるゲイ（カップル）の人たちが出てきていますね。いずれにしても、女性同士の場合とはだいぶ違うので、ゲイ・カップルの話はまた別に聞かなきゃいけないと思います。

イギリス法と日本法の違いの話で、私たちの四者関係の話をもう少ししたいと思います。まず、日本でもイギリスでも、うちの連れ合いが母親であることに違いはない。違いは、日本法では、「父親」になってくれた人が父であり、子どもは連れ合いの「婚外子」で、私は無関係——どこにも登場しませんが、イギリス法では、連れ合いが子どもの「Mother」で私が「Parent」ってことになっています。子どもが生まれた時から連れ合いとその配偶者である私の子どもという扱いです。「父親」はどこにも出て



きません。「市民パートナーシップ」も同性婚も原則はこうなっています。

【出生証明書の写真を見せる】

これがうちの子どもの出生証明書ですが、おもしろいんですよ。大阪のイギリス領事館で、外国で生まれた英国国籍の子どもとして届けられています——彼は二重国籍です。誕生日、出生地、名前、ミドルネーム、ファミリーネーム、性別、国籍など書いてある。おもしろいのはその次——もともと「Father」の情報を書く欄の「Father」を二重線で消して、「Parent」に直してあるんです。日本だったらすぐに様式を変えますよね（笑）。そこはご愛嬌なんですけど、そんなわけで、もとは「Father」であった欄に私が入っています。で、下の方を見ると「Mother」が出てきます。

○司会 これ「Father」が「Mother」より上に書いてあるのは？

○青山 女性差別なんじゃないですか。

○参加者（その国が）男系かどうかですよ。

○青山 そういふことだと思いますね。様式・形式は何十年でも昔のまま、制度は劇的でなくちょこちょこ変えていく。

イギリスは戸籍制度がないから——日本以外にはないですけど——出生証明書がもっともオリジナルな、その人が何者かを証明する法文書です。そこに女性同士カップルの子どもの場合、生物学上の父は「いない」（男性同士カップルで養子縁組などで子どもを持った場合は、逆に生物学上の母が「いない」ことになります）。それが可能になったのは、「市民パートナーシップ法」以降なんですね。人の親が男性であろうが女性であろうがかまわない、生物学上の父母と法律上の父母を切り離したということは、ジェンダー関係にとっては実は非常に劇的な変化の始まりかもしれませんけれども。

## 「父親」探しのオルタナティブ対ゲイ男性のニーズ

精子バンクを国が管理運営することと関連しておもしろいのは、子どもの出自を知る権利を保証するように努めているところです。ドナーの精子で生まれた子どもも、18歳になると自分の「父親」が誰か知ることができるよう記録が保存されています。ドナーはそもそも匿名ですが、子ども本人に対して、その子が望んだ場合のみ、情報が開示されることになっています。うちの場合は日本国籍が必要だし認知が必要で、イギリスの制度では意味がなかったので使えませんでした。

もう一つ私たちが試そうとした別の方法は、ネット上のマッチング・サイトを利用した「友情結婚」です。居住地、収入、職業、カムアウトしているかないか、車をもっているか、酒は飲むか、たばこは吸うか、趣味、学歴、身長・体重、ルックスの自己評価などの情報をお互いが提供して、条件が合いそうな人の情報が送られてくる。合意があれば手数を払って個人的に会う手続きを進めてもらう。ゲイ、バイセクシュアル、レズビアンの人たち向けのサイトです。

子どもは欲しいから便宜上結婚をして、表向きは男と女のカップルになろう、だけど別のところで同性愛の実践は続けることができる、というメリットがあります。そこに登録して情報をもろうようになったんですけど、これも結局は私たちには向きませんでした。一番の理由は、法的に結婚したい人が多いことでした。どちらかでも男性と結婚することは、私たちにとっては実際上の不利益もあって不可能です。日本で私たちの関係は認められていないので、たしかに法律上は彼女は「独身」です。でも、イギリス法上は、私たちは排他的なパートナー同士なので、彼女が日本で誰かと結婚したことが分かれば重婚罪になる。どっちにも知らん顔をしていればいいのかもしれませんが、もしも、例えば日本が「パートナーシップ」をなんらかの形で認めることになったときには大きな問題が生じる。そういう結婚の形式が欲しい気持ちもまったくない。ということで、駄目でした。

しかし、この経験も勉強になりました。ゲイの人たちのニーズがどこに

あるのか、以前はまったく知らなかったの。紹介された方が「友情結婚」したい大きな理由は親です。もちろん、親にはカムアウトしていない。「ちゃん」と結婚して親を安心させたい。孫の顔も見せてやりたい。もっと家制度に即した感じで、墓を守らなきゃいけないとか、氏を残さなきゃいけない、というニーズもありました。でも、ここまでは私は予測していました。私にとって新鮮だったのは、「ゲイ・カップルだけでは家族ができない」と考えている人が何人もいたことです。彼らは、「お母さん」がいなければ「家族」は成り立たないと言うんです。

○参加者 ゲイと子どもの家族を想像できないんですね。

○青山 想像ができないし、想像しようとしてもそれは「幸せな」家族じゃない。「自分たちだけでは幸せになれない」とはっきり書く人もいました。

○参加者 外からの差別を内面化してるんでしょうか。それもジェンダーの話ですよ。

○青山 はい。ジェンダーの話です。男2人では幸せな家族はつくれな。子どもが育てられないとは言わないけれども、子どもを欲しい、つくろうという20代30代の若い男性でも、女性のいない家族像が思い描けないのです。

○参加者 逆に言うと、その人たちは、レズビアン・カップルの子どもっていうのは想像できるかもしれないわけですか。

○青山 そうなんです。非対称なんです。そのサイトは人数など詳しいことを開示してくれませんか、正確にはわかりませんが、直感としてはこれはレズビアンのニーズは低いだろうな、とも思いました。女性たちは女性たちで、逆に、「男なんかいなくても女と子どもで家族上等」って思ってるところがありますよね？

そこを私、別の機会に発表したときに、悪く言えば「種さえもらえばいい」みたいな軽口をたたいたんですよ。そしたら、ゲイ男性で精子提供をしたい人たちのネットワークをつくろうとしてる方が後で話しかけてくださって、自分たちは常々種馬みたいに扱われてるような気がして傷ついている、と教えてくださいました。それが心理的に負担なので、提供はしたいし、そこから始まる新たな家族の可能性を探りたいのは山々なんですけど、その辺を女性がもうちょっと考えてくれないか、と。

私は「種馬」という言葉は使っていませんけれど、彼自身が種馬扱いされている気がするのと、「男性だけでは幸せな家族ができない」という自己意識をもつ男性たちの心情はつながっていることが感じられて、切実に感じましたね。

○参加者 若い男の人たちがそういうふうに乗っかって言うんだったら、結婚って絶対なくなるじゃないですか。

○青山 うん。なかなか難しい。

○参加者 ただ、同じような世代のヘテロ男性が奥さんもらうのだったら専業主婦やってほしいと思ってたり、専業主婦やりたいていう女性もたくさんいるわけですよ。

○青山 私も、ゲイ男性の「友情結婚」願望について批判すべきところがあるとしたらそこかな、と思いました。「女性／お母さんがいて初めて幸せな家庭」というイメージは、女を家庭と子どもを守る仕事に縛り付けるイデオロギーの反映でしょう。「友情結婚」では、性関係は家庭の外で持っていていいですよ、という形があり、男性だけにそれが許されていた昔の規範からは進歩したかも知れないけれど、女性の産む力・育てる役割を利用しようという部分は同じでしょう。それにしても、性関係・親密な関係をもつカップルは、ゲイ・カップルでも成立してるわけですよ。それでも「僕たちじゃ幸せになれない」って言わなければならない刷り込みは深刻です。

ということで、私たちには「友情結婚」も駄目で、結局、近くで顔の見える人の中で探さなきゃいけないということになって、今に至っています。

## 契約書をつくる、という立場

その「父親」になってくれた人と契約を結ぶ段になって、またいろんなハードルが出てきました。

私たちは先ほど申し上げた契約書を作って、彼とうちの連れ合いと私の三者がサインし、遺言書もセットで作成しました。遺言に関しては、私的な約束事に留まらず、遺産相続や母親がもし亡くなったら子どもの親権が誰に渡るかなどを確定しておかなきゃいけないということで、今後公正証書にする計画です。でも、何の契約でもそうだと思うんですけど、私人間の契約でも、もちろん法律的に効力があるんです。現行法や公序良俗に反していなければ。そこで「公序良俗」って結局何かっていうと、ここでは、さっきも申し上げた子どもの権利を放棄することでした。この分野には、まだ専門の弁護士が日本には多分一人もいないので、私たちが頼んだ大阪でかなり有名な女性の権利を推進していらした方と、そのお友達でゲイの権利を推進していらした弁護士さんが調べてくださって、最終的にはここはその子どもの権利を破棄するような、相手の「遺産相続を請求しません」などということは書けないことになりました。

もう一つ予想外だったのは、「生まれる前のことは決められない」ということでした。その子の親権を、もし出生時から親権者になるはずの母親に将来何かあったときにどう動かすか、というのは子どもが生まれる前にあらかじめ決めてはおけない。それは生まれてから遺言書に書くことになりました。

その親権の関係では、連れ合いの兄と私の娘もまた登場します。なぜかと言うと、もし私たちが2人とも死んじゃった時に子どもが未成年だったら、誰に親権が渡るべきかってことまで決める算段が彼女の方にはあって、ここで私はもう本当に「西洋人についていけない！」と思ったんです

けど(笑)、何でもとにかく契約にちゃんとしておこなきゃって言うわけですよ。2人とも死んじゃった場合に、「父親」に親権が渡る、義務や責任が負わされるのはいかんってことです。それで兄にも相談して、何かあったら兄に親権を、という同意書をもらいます。私の娘までどうして出てくるかという、兄はイギリスのケンブリッジに住んでいますので、私たちが日本で死んで子どもが残された場合に、受け渡しまで時間的ギャップが生じるだろうということを考えて、受け渡しの責任をもつのがうちの娘という同意書まで作ってサインしてもらってるんです。

ほんとうに面倒くさい! いくら異国籍で同性カップルで日本では法的保護がほとんどないとはいえ、ここまでやる必要があるとはなかなか思えません、私たちの場合は石橋をたたいて渡ってきました。

しかし、渋谷区のいわゆる「同性パートナー認知条例」に対する批判をご存じの方もおいででしょうが、同じような自己批判の感覚を私たちはもっています。つまり、こういう契約を結んだり、遺言書を作ったり公正証書にしたり、そのために弁護士さんを頼むことができるのは、そういう知識と金がある人間に限られる話です。私なんかは、外国人の滞在資格関係の知識も事前にありますから、ほんとうにいろいろ計算できるわけですよ。計算して計算して、利用できる制度は全部利用することができる。

けれども、誰にでもこれをやれっていうのは無理なことで、まず弁護士費用——良心的な方々だったもので、そんなにはかかってませんよ、全部で10万ぐらいかな——がかかり、公正証書を作るのにまた数万かかります。こういうことに躊躇なくお金も時間もかけられる女性は、とくに結婚制度の外にいる女性の貧困が明らかな日本の状況では、とても限られている。それは、強調してもし過ぎることはないと思いますね。

本当にこれは「特権階級」のやることなんです。今のところは。しかし、だからこそ、もっと平等にあらゆる人に開かれる制度を構想する必要があると思うわけです。後で同性結婚制度批判もしますが、その、万人に開かれる理想、あるいは幻想があるところが、結婚制度を支持する人が支持するゆえんなのかなとも思います。実際は、異性婚規範に則った制度があるから差別があり、特権階級は自力である程度差別を乗り越えることができ

るとして、そこで止まってしまったら、新たな差別を生んでいるだけですよね。

## DIY で妊娠するには

さて、妊娠は、セックスをしないでということがうちの場合は条件だったのですが、関心のある方にはほんとうにためになる（笑）DIY の説明をします。

今いい道具がいろいろネットで手に入ります。ドゥ・イット・ユアセルフでやるってことで、私たちはまず排卵検査紙から用意しました。日本ではその辺でなかなか売っていないですが、ネットには日本の製品も出ています。でも日本の製品は高く、いろいろ試しましたが、精度がとくに良いということもなかったです。結局私たちには、ヨーロッパのいくつかの国の医療機関で使われているアメリカ製の排卵検査紙がベストでした。40 数回分と妊娠検査紙数回分がオマケについて 3000 円台だったかな。格安でした。これは分かりやすく使いやすい点でもおススメです。電子的なものも売っているんですけど、だいぶ高い。唾液の変化を検査して排卵日を特定するちっちゃい顕微鏡のようなものもあるんですけど、全然役に立ちませんでした。おススメしません。結局うちはおススメの方法で、2 回目に妊娠に成功してるので——もちろんそれはマッチングの問題とか健康上の条件が大きいのでしょうか——、3 千数百円で十分ですよ、ということを強調しておきます。

そのほかに準備するものと言ったら、また失礼かもしれませんが、とにかく「あっ排卵だ」と思ったらなるべくすぐに来てくれることのできる精子提供者。というのは、精子は空気に触れることや温度の変化に弱いのです。だから、セックスするのが一番確実なんですけど、セックスしないというデメリットがある場合、それに準じる直接さで受け渡しできるに越したことはないわけです。それから、ジャムの空き瓶。これは、ガラスがよいからです。精子はポリエチレンにも弱いということで。英語だと、こういう、ハウツー妊娠ブログとかいっぱいありますので探してみてください

い。

精子が活動しているかどうかを調べるのも、私たちの場合は恵まれた環境で自分たちで確認できました。「父親」になってくれた人がもともと生物学専攻の人で、そもそも生物として子どもが生まれるとはどういうことかっていう関心でやっているところもあって、私はその時はいなかったんですが、彼女が彼の家にお邪魔して提供してもらったときに、彼が高性能の顕微鏡で自分の精子がちゃんと動くかどうかを見てた(笑)。「見て見て」って言われて、これは大丈夫そうだ、と確認したというエピソードです。要するに、医療の介入は必要ではない、ということが言いたいのですが。あと針のない注射器。膣の中に自分で入れるための注射器ですよ。これでもできるだけ空気に触れないように、ちゃんと子宮口ぐらいまで届く長さのものがいい。

あとはリラックスできる部屋とか、なんか好きな音楽とかかけててもらったりとか——向こうに家に来てもらったこともあったんですけど、なかなか雰囲気づくりが難しかったです。ロマンチックな雰囲気でもちょっとおかしいし、私もいたりすると、何しゃべったらいいかなって、不思議な感じで——これが医療介入を頼んだ方が楽になる点なのかもしれませんね。で、もらったらすぐ受け渡して彼女が空の注射器で膣に挿入。挿入した後も具体的な話で、できるだけ腰を高くしてしばらくいるってことが本当に大事みたいです。そういう意味でもリラックスできる部屋が要りますね。

私の知っているレズビアン・カップルの中には、パートナーが挿入するところを担当する、そういう儀式が大切っていう人もいますが、私はそこは抵抗がありました。男役やれみたいって言われている気がして嫌だったんですね。

## 戸籍制度も変化する

そんなことで彼女が妊娠をし出産するわけですが、国籍と戸籍の話を最後にしておきたいと思います。



戸籍はもちろんですが、国籍が、外国籍カップルが子どもをもとうとするときに大きく関わってくることは何度か申し上げた通りです。日本には、国籍法に、国籍を得るのは日本国民という定めがあります。日本国民は、通常父または母が日本国民である人です。1984年までは、父が日本国籍でなければ子どもは日本国籍を得られなかったのですが、その点は、女性差別撤廃条約の影響で改正されています。

うちの場合が該当する、認知をした父または母が日本国民である場合も、子の日本国籍を取得できますが、この条項ができたのは2006年でした。フィリピン人の女性が日本の法務省を相手どった裁判で勝った結果です。彼女は、自分は日本人の男性の子どもを産んだが、結婚していなかったので子どもに日本国籍がない——当時は結婚していなければ父親の国籍が反映されなかったのです。そこで、国籍がないと日本で不便もあるし差別も激化するから子どもに日本国籍を与えよという裁判趣旨の訴訟をしたわけです。最高裁判決が出て彼女と子どもの勝訴が確定し、国籍法が変わりました。そのおかげで、私たちも今日ここにあるわけです。それは歴史的な転換だったと思います。

○参加者 その前の状況では認知しても国籍は取れなかったということですか。

○青山 そうです。初めは結婚していないと駄目で、次に結婚する予定がないと駄目という時期があり、その次に、認知だけでも国籍が取れることになったのです。私たちは裁判までしなくてすんでほんとうに助かったと思っていますが、それでも役所の手続き、窓口のやり取りなどで前例をつくることのできたと思えば、少しは人の役に立てたかも、と思いたいです。

その窓口で、出生届を出すことによって子どもが戸籍に編入され、その時点で国籍も発生することになっています。そこで、うちの子どもの戸籍ですが、これはプライドを込めて強調したい！（笑）——彼が日本国籍を取ったということは、彼自身の戸籍が新しく編成されるということなので、彼は生まれた時から独立戸籍——自分以外の誰の「家」にも「氏」にも属

していない。独立戸籍なのになぜか「続柄長男」ってなあってワケが分からないですが(笑)。これは別に珍しいことではなくて、外国人の方が帰化する時と同じなんです、外国人の母で戸籍がない人から「日本人」が「生まれる」とこうなります。日本人のシングルマザーの産んだ子どもだったら母の戸籍に自動的に子どもが入りますけれど。

それでもう一点、私は法的に何の関係もないのに、なぜ私の姓が子どもについているかです。戸籍を新たに編さんするときは、やはり外国人が帰化する時のことを考えていただくと簡単ですが、どんな名前を作ってもいいのだそうです。だから別に「青山」じゃなくても、彼女の姓に漢字を当てても、ひらがなでもカタカナでも何でもよかったです。それでも、「青山」って平凡な名前をつけたのは、日本では名字が同じなら親きょうだいとして認識されることが多いからです。

普段の生活で、住民票は言われるかもしれないけど戸籍謄本まで出せとはあまり言われませんよね。だから「青山」にしておけば、私も「母」——かおばあちゃん?——として日常生活パスできるかな、と。自主的「親子同姓」の主張ですね。こんなふうに、たくさんの人が独立戸籍にしたり、たくさんの外国人女性の婚外子が日本国籍を獲得すれば、戸籍制度は崩壊しますから、これも私としてはとくにフェミニストのみなさんにおススメしたいところです。

## 「親密権」の問題点

付録として、私の専門分野としてはこういうことも考えている、「親密な関係に関する市民権(あるいは親密権)」の話をつけました。Intimate Citizenshipの訳で、イギリスの社会学者のケン・プラマーが言い出して、イギリスではわりによく使われていた概念です。「使われていた」と過去形にしましたのは、この、どんな親密な関係をもっても社会的に不利益を被らない権利が、「市民パートナーシップ」や「同性婚」の制度化につながって、具体的な市民権としてかなり確立してしまったので、最近ではあまり主張する必要がなくなったと考えられているからです。

ここを目指している同性婚推進活動もありますが、ヨーロッパなどではもうこれがだいたい達成されたと言える。私なども、こちらのセンターの伊田久美子さんと熊安貴美江さん、大阪大学の木村涼子さんが編集された『よくわかるジェンダー・スタディーズ』の中に、この項目で1ページ書かせていただいているので、ぜひご参照ください。

その後、私が遅まきながらも深く考えるようになったのは、再三申し上げてきた、自分たちは特権的な存在だということと、その裏返しとして、それを行使できるかできないかで人を分ける市民権自体が排除のシステムであるということです。「親密権」もふくめて、市民権は、制度的な排除の根幹にさえなり得る。例えばずっとシングルの人やポリ・アマリーの人が、自分たちの性指向やライフスタイルに合わせた「家族」を持ち、不利益を被らず、ストレートな人たちと同等の制度の恩恵を受けるべき、と思えば、自分たちが制度による差別に加担しないためには、「親密権」は同性婚を達成したところで意味がないのです。

○司会 質問。市民権を持たない人っていうのは誰を指していますか。「保証されない」だけではないですか。つまり、人権は生まれたときからすべての人が持っているという概念がありますよね。

○青山 市民権はその点で、実践上人権とは違ってきます。市民権は、現状では国家の裁量で資格のある人だけにのみ「与え」られ、国家の制度を通して実行されます。人権が理念上万人に備わっているのに対して、市民権はそもそも国家の制度を利用する資格なので、市民権を持つことから除外される人を前提としています。福祉制度を考えれば分かりやすいですが、国家による再分配の仕組みや、その資源に限界があるという現実には拘束されるわけです。したがって、排除されることが多いのは、外国人ですね。

○司会 ある国における市民権を持たない人々、ということですね。

○青山 はい。だから、同性婚やパートナーシップが法制化されるという

ことは、親密権の保証が制度的に成り立ったことにはなりますが、他方で、そこから外されているシングルの人ばかりの外に置いたまま。あるいは、その格差を温存する方向に働くということですね。それが問題です。しかし、制度の変化の影響が、国境を越えてさらに変化を起こすことには、希望が持てるような気がします。

以上です。ご清聴ありがとうございました。

**【編集者注】**

講演中の参加者のご発言は複数の方々によるものである。